

山形県誰もがががんを知り、
県民みんなでがんの克服を目指す条例
逐条解説

平成28年12月

前文

健康であることは、全ての人の願いであり、県民一人一人の幸福な人生を実現するための基本となるものである。

医療技術の進歩により、がんは克服できる疾病になりつつあるが、未だ、県民の疾病による死亡の最大の原因であり、高齢者のみならず、子供や働き盛りの者など、誰もが罹患する可能性があり、県民の生命や健康にとって重大な脅威となっている。

本県においては、がん検診の受診率は全国で最上位の水準を維持しているものの、胃がんによる死亡率が全国に比して高い状況が継続しているなど、県を挙げたがん対策の推進が求められている。

がん対策の推進に当たっては、がんの予防が重要であり、性別や年齢等を考慮した適切な普及啓発に基づき、県民ががんに対する正しい知識を得ることによって、健全な食生活等の健康的な生活習慣を取り入れ、がんの発生する要因を減らしていくことが必要である。併せて、がん検診及びその結果に基づく精密検査の受診率をさらに高めていくとともに、国の指針を踏まえたがん検診を実施していくことにより、がんの早期発見及び早期治療を推進し重症化を防ぐことも重要である。これに加えて、がんに対する社会全体の理解の増進を図り、がん患者やその家族に対するきめ細やかな対応ができる雰囲気づくりを進めるとともに、県民が等しく適切ながん医療を受けることができる体制の整備、がん登録及びがん研究の推進、就労支援等の環境づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。

このような認識のもと、全ての県民が、がんを知り、がんを防ぎ、がんと向き合い、がんと共生していくことができる社会の実現を目指し、本県における全ての主体がそれぞれの立場に応じて協働し、総力を挙げてがん対策に取り組むため、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、条例制定の背景や条例制定に当たっての基本的な考え方を明らかにするために規定したものです。

がんは、一生のうち二人に一人はかかりうる病気と言われており、県民の生命や健康にとって重大な脅威となっています。本県は、がん検診の受診率は全国でも最も高い水準を維持していますが、胃がんによる死亡率が全国に比して高い傾向が継続しているなどの状況があり、県を挙げたがん対策の推進が必要となっています。

本条例は、長期的な視点でのがんの予防のための対策、がん検診の受診率の向上によるがんの早期発見及び早期治療のための対策を重点的に推進するとともに、がん患者やその家族が適切な配慮のもとに社会において暮らしていくことができるよう県民の理解を深め、さらには、がん医療の充実や就労支援等の環境づくりを推進することなどについて、行政、県民、保健医療福祉関係者、事業者、報道関係者等の県内全ての主体が協働してがん対策に取り組んでいくために制定するものです。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命や健康にとって重大な脅威となっていることに鑑み、がん対策に関し、県の責務並びに市町村、保健医療福祉関係者（がんの予防、がん検診、がんに係る医療（以下「がん医療」という。）又はがん患者に対する介護その他の福祉サービス（以下「介護等」という。）に従事する者及びその実施機関をいう。以下同じ。）、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにするために規定したものです。

本条例では、がんが、県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命や健康にとって重大な脅威となっていることから、がん対策についての県の責務、保健医療福祉関係者、県民、事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

第2条 県の責務

(県の責務)

第2条 県は、国、市町村、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策に関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

【趣旨】

本条は、県自らの責務について各主体の役割に先立って規定したものです。

第3条 市町村の役割

(市町村の役割)

第3条 市町村は、県、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携を図りつつ、その地域の実情に応じたがんの予防、がん検診の受診率の向上等のがん対策の推進に努めるものとする。

2 市町村は、県が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市町村の役割について規定したものです。

がんの予防やがん検診の受診率の向上等のがん対策の推進においては、市町村が重要

な役割を果たすことが期待されていることから規定したものです。また、県と市町村は、対等な関係にあることから「役割」としてしています。

第4条 保健医療福祉関係者の役割

(保健医療福祉関係者の役割)

第4条 保健医療福祉関係者は、がんの予防、がんの早期発見、がん医療及びがん患者に対する介護等を推進するために必要な知識や技能の向上に努めるとともに、県、市町村その他の関係機関と連携を図りながら、がんに関する啓発及び知識の普及、がん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）が必要とする情報の積極的な提供、精度の高いがん検診の実施並びにがん患者等の意向を十分に尊重した良質かつ適切な医療及び介護等の提供に努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、保健医療福祉関係者の役割について規定したものです。

保健医療福祉関係者は、県民の生命及び健康を、医療・保健・福祉それぞれの分野で支えていることから、がんの予防、がん検診による早期発見、がん医療の推進、がん患者やその家族が必要とする介護等、相談支援、情報の提供に努め、それぞれの立場で積極的な役割を果たすよう努めることを規定しています。

【解説】

○「保健医療福祉関係者」について

がんの予防、がん検診、がんに係る医療に従事する者及びその実施機関、がん患者に対する介護や福祉サービスの提供に従事する者及びその実施機関をいいます。

第5条 県民の役割

(県民の役割)

第5条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、主体的にがんの予防に取り組むとともに、がんを早期に発見するため、がん検診を積極的に受診するよう努めるものとする。

2 県民は、がん及びがん患者等についての理解を深め、がんと共生していくことができる社会の実現に向けた施策の推進に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民の役割について規定したものです。

県民が、がんに関する正しい知識を持ち、健康的な生活習慣を取り入れるなど主体的に行動することや、がん検診を積極的に受診することにより、がんを早期に発見し、速やかに治療を受けるよう努めることを規定しています。

また、県民が、がんについての理解、がん患者やその家族の様々な不安や困難さなどについての理解を深めることにより、がん患者やその家族が、社会全体の適切な配慮のもとに社会において暮らしていくことができる社会の実現に向けた施策の推進に協力するよう努めることを規定しています。

第6条 事業者の役割

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができるよう、従業員に対するがん検診の受診の勧奨、がんに関する教育の実施等に努めるとともに、従業員のがん検診を受ける機会の確保について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、がん患者等が置かれた状況を十分に理解し、従業員又はその家族ががんを罹患した場合においても、従業員が働きながら治療を受け、若しくは療養し、又は看護し、若しくは介護することができる環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者の役割について規定したものです。

従業員や従業員の家族ががん^りに罹患することによって離職に至ることは、従業員が生活、治療、看護等に困難を来たすのみならず、その事業者にとっても人材の喪失となるなどの社会的損失につながるものです。このため、従業員が、がんを予防し、また、がんを早期に発見することができるよう、従業員に対して、がん検診の受診の勧奨やがん検診を受ける機会の確保についての適切な配慮に努めることなどを規定しています。また、従業員やその家族ががん患者となった場合においても、従業員が働きながら治療を受けたり、家族を看護したりすることができるような環境整備に努めることを規定しています。

第7条 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防及び早期発見の推進)

第7条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、市町村、保健医療福祉関係者、教育機関その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 喫煙、飲酒等の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する理解及び関心を深めるための普及啓発
- (2) 受動喫煙を防止するための社会環境の整備
- (3) がん検診の受診率の向上及び人間ドック（健康の保持増進を目的に実施する総合的健康診断をいう。）の定期的な受診の推進のための普及啓発

- (4) がん検診に携わる保健医療福祉関係者の資質の向上のための研修の実施
- (5) 精度がより高い検査手法及びがんの予防に結び付く検査の導入の推進のための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策

【趣旨】

本条は、関係機関と連携し、がんの予防及び早期発見を推進するための施策を実施していくことを規定したものです。

- (1) 喫煙、飲酒等の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する理解及び関心を深めるための普及啓発

【趣旨】

がんの予防のための普及啓発に関する規定となっており、喫煙や飲酒そのものの規制を目的とするものではありません。

がんの予防を推進するため、喫煙、過度の飲酒、偏った食生活、運動不足、肥満など日常の生活習慣の積み重ねによる健康への影響やがんの発生に関与するウィルスへの感染等について、県民が理解や関心を深めていくことができるように普及啓発に取り組んでいくことを規定しています。

- (2) 受動喫煙を防止するための社会環境の整備

【趣旨】

受動喫煙を防止するための社会の環境づくりに関する規定となっており、喫煙そのものの規制を目的とするものではありません。

健康増進法第 25 条では、国民の健康増進の観点から受動喫煙の防止の取組みを定めています。これに準じたものとして規定しています。

- (3) がん検診の受診率の向上及び人間ドック（健康の保持増進を目的に実施する総合的健康診断をいう。）の定期的な受診の推進のための普及啓発

【趣旨】

がんは早期に発見し治療することにより克服することができる疾病になりつつあることから、がんの早期発見を推進していくため、がん検診（「がん検診の結果に基づく精密検査」を含みます。）の受診率向上等のための普及啓発に取り組んでいくことを規定しています。

【解説】

○「人間ドック」について

健康の保持増進を目的に実施する総合的健康診断をいいます。

(4) がん検診に携わる保健医療福祉関係者の資質の向上のための研修の実施

【趣旨】

二次予防として早期発見のためのがん検診は重要な施策の一つであり、これらに携わる保健医療福祉関係者の資質の向上が図られるよう研修の開催支援などに取り組んでいくことを規定しています。

(5) 精度がより高い検査手法及びがんの予防に結び付く検査の導入の推進のための施策

【趣旨】

がん検診の実施については、国の指針により定められており、この指針は検診の効果等を評価し必要に応じて改正が行われています。この指針に従った適切ながん検診の実施の推進のための施策の実施やがん発生に関与するウィルスや細菌の感染についての検査の導入などの推進のための施策を実施していくことを規定しています。

(6) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策

【趣旨】

(1)から(5)までに掲げる施策のほかに、がんの予防や早期発見のために必要な施策を実施していくことを規定しています。

第8条 健康的な食生活の推進

(健康的な食生活の推進)

第8条 前条に定めるもののほか、県は、がんの予防において、食生活が果たす役割の重要性に鑑み、県民の健康的な食生活を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がんと食生活との関係についての正しい知識の普及啓発
- (2) 食に関する適切な習慣を身につけるための普及啓発
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康的な食生活を実践するために必要な施策

【趣旨】

本条は、がんの予防において食生活が果たす役割の重要性を考慮し、健康的な食生活を推進するための施策を実施していくことを規定しています。

(1) がんと食生活との関係についての正しい知識の普及啓発

【趣旨】

特定の食品を摂取することによって、がんを予防できるということはありませんが、がんに関する研究の結果、塩分濃度の高い食品の摂取と胃がんの発生との因果関係の指

摘や野菜や果物を豊富に摂ることによるがん発生のリスクが低減されることが期待されています。がんと食生活とは密接な関係があることから、これらについての正しい知識の普及啓発に取り組んでいくことを規定しています。

(2) 食に関する適切な習慣を身につけるための普及啓発

【趣旨】

食に関する嗜好や習慣は、幼少期から長い時間をかけて形成されていくものです。このため、食に関する適切な習慣を身につけることができるよう、保護者を含め、食の重要性についての普及啓発に取り組んでいくことを規定しています。

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康的な食生活を実践するために必要な施策

【趣旨】

(1)及び(2)に掲げる施策のほかに、本県の豊かな農産物を積極的に取り入れた健康的な食生活などを実践するために必要な施策を実施していくことを規定しています。

第9条 教育の推進

(教育の推進)

第9条 県は、市町村、教育機関その他の関係機関と連携し、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する理解を深めるため、その年齢に応じた教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市町村等と連携し、学校などにおいて児童及び生徒が、それぞれの年齢に応じ、がんについての理解を深めることができるような教育を推進するための施策を実施していくことを規定しています。

第10条 女性特有のがんに係る対策の推進

(女性特有のがんに係る対策の推進)

第10条 県は、女性に特有のがんに係る対策を推進するため、市町村、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 女性に特有のがんに罹患しやすい年齢等を考慮した女性に特有のがんの予防に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 女性に特有のがんに係るがん検診の受診率の向上を図るための施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、女性に特有のがんに係る対策を推進するために必要な施策

【趣旨】

本条は、女性の社会進出の促進が期待されている中、共働き率の高さなどの本県の特徴を踏まえ、関係機関と連携し女性に特有のがんへの対策を推進するための施策を実施することを規定しています。

(1) 女性に特有のがんに罹患しやすい年齢等を考慮した女性に特有のがんの予防に関する正しい知識の普及啓発

【趣旨】

乳がんと子宮頸がんががん検診の受診勧奨年齢が異なる等の女性特有のがんの特性を踏まえ、がん^りに罹患しやすい年齢等を考慮した正しい知識の普及啓発に取り組んでいくことを規定しています。

(2) 女性に特有のがんに係るがん検診の受診率の向上を図るための施策

【趣旨】

関係機関と連携し、女性ががん検診等を受診しやすい環境づくりのための施策を実施していくことを規定しています。

(3) 前2号に掲げるもののほか、女性に特有のがんに係る対策を推進するために必要な施策

【趣旨】

(1)及び(2)に掲げる施策のほかに女性に特有のがんに係るがん対策を推進するために必要な施策を実施していくことを規定しています。

第11条 がん医療の充実

(がん医療の充実)

第11条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療が提供されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院等（厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院並びに県が指定する山形県がん診療連携指定病院をいう。以下同じ。）の整備及び機能の強化の促進
- (2) がん診療連携拠点病院等、その他の医療機関及び研究機関の間における連携及び情報共有の協力体制の整備
- (3) 小児がん及び希少がんに関する対策を推進するための広域的な連携及び協力体制の構築

- (4) 重粒子線治療等高度で先進的ながん治療の推進のための施策並びに広域的な連携及び協力体制の構築
- (5) チーム医療（多種多様な医療従事者が、各職種の専門性を生かしつつ、互いに連携し、及び補完し合いながら医療を提供することをいう。）の推進のための施策
- (6) 医科及び歯科の連携による口腔機能管理の推進並びにリハビリテーションの推進によるがん患者の生活の質の向上のための施策
- (7) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
- (8) 前各号に掲げるもののほか、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するために必要な施策

【趣旨】

本条は、がん患者が居住する地域に関わらず等しく適切な治療を受けられ、また、より質の高い医療が提供されるよう、必要な施策を実施していくことを規定しています。

- (1) がん診療連携拠点病院等（厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院並びに県が指定する山形県がん診療連携指定病院をいう。以下同じ。）の整備及び機能の強化の促進

【趣旨】

がん患者が、適切な治療を受けられ、また、より質の高い医療が提供されるよう、がん診療連携拠点病院等の整備及び機能の強化の促進のための施策を実施していくことを規定しています。

【解説】

○がん診療連携拠点病院等について

厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院並びに県が指定する山形県がん診療連携指定病院をいいます。

- (2) がん診療連携拠点病院等、その他の医療機関及び研究機関の間における連携及び情報共有の協力体制の整備

【趣旨】

本県のがん医療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関や研究機関との間の連携や情報共有を図る協力体制の整備のための施策を実施していくことを規定しています。

- (3) 小児がん及び希少がんに関する対策を推進するための広域的な連携及び協力体制

の構築

【趣旨】

単一の県のみで対策を講じることが難しい小児がん及び希少がんへの対策を推進するため、広域的な連携及び協力体制を構築していくことを規定しています。

(4) 重粒子線治療等高度で先進的ながん治療の推進のための施策並びに広域的な連携及び協力体制の構築

【趣旨】

本県のがん医療の水準の向上が期待される重粒子線治療等の高度で先進的な医療を推進していくための施策を実施していくこととしています。また、これらの施設等の利活用を促進していく観点から、広域的な連携及び協力体制の構築のための施策を実施していくことを規定しています。

(5) チーム医療（多種多様な医療従事者が、各職種の専門性を生かしつつ、互いに連携し、及び補完し合いながら医療を提供することをいう。）の推進のための施策

【趣旨】

チーム医療の推進を図るため、その担い手となる医師その他の医療従事者の育成及び確保のための施策を実施していくことを規定しています。

【解説】

○チーム医療について

チーム医療とは、多種多様な医療従事者が、各職種の専門性を生かしつつ、互いに連携し、及び補完し合いながら医療を提供することをいいます。

(6) 医科及び歯科の連携による口腔機能管理の推進並びにリハビリテーションの推進によるがん患者の生活の質の向上のための施策

【趣旨】

がん患者の生活の質を向上するため、医科・歯科連携による周術期における口腔機能の管理や身体機能の保持等のためのリハビリテーションを推進していくための施策を実施していくことを規定しています。

(7) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保

【趣旨】

がん医療を充実していくため、その担い手となる医師その他の医療従事者を育成していくこと及び確保のための施策を実施していくことを規定しています。

(8) 前各号に掲げるもののほか、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するために必要な施策

【趣旨】

(1)から(7)までに掲げる施策のほかに、がん患者がその居住する地域にかかわらず、等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するために必要な施策を実施していくことを規定しています。

第12条 緩和ケアの充実

(緩和ケアの充実)

第12条 県は、がん患者等に対する緩和ケア（身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、介護、相談その他の行為をいう。以下この条において同じ。）の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がんと診断された時からがん患者の状態に応じた緩和ケアを活用することによる生活の質の向上等の緩和ケアの有効性を広く県民に周知し理解を深めるための広報及び緩和ケアに関する研修会の開催等の普及啓発に関する施策
- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者等の育成及び確保に関する施策
- (3) がん患者等に対する緩和ケアを、通院、入院、又は在宅のいずれの段階でも切れ目なく提供することができるようにするための連携体制の強化
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者等に対する緩和ケアの充実のために必要な施策

【趣旨】

本条は、がん患者やその家族に対する緩和ケアの有効性を踏まえ、その充実を図るため、必要な施策を実施していくことを規定しています。

【解説】

○緩和ケアについて

身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいいます。

- (1) がんと診断された時からがん患者の状態に応じた緩和ケアを活用することによる生活の質の向上等の緩和ケアの有効性を広く県民に周知し理解を深めるための広報及び緩和ケアに関する研修会の開催等の普及啓発に関する施策

【趣旨】

がん患者の生活の質の向上のみならず、治療効果の面からも、がん患者の状態に応じ、がんと診断された時から緩和ケアを活用することが推奨されています。しかしながら、緩和ケアは治療効果が望めない場合に選択されるものという誤った認識が依然として存在しています。

こうした誤解を解き、がんと診断された時からの緩和ケアの活用を促進していくことによって、疼痛などの身体的な苦痛、不安などの精神的な苦痛などがん患者の全人的な苦痛を和らげることができるよう、緩和ケアの有効性を広く県民に周知し、理解を深めるための広報や研修会の開催等の普及啓発を実施していくことを規定しています。

(2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者等の育成及び確保に関する施策

【趣旨】

緩和ケアの充実を図るため、それを担う人材の育成や確保のための施策を実施していくことを規定しています。

(3) がん患者等に対する緩和ケアを、通院、入院、又は在宅のいずれの段階でも切れ目なく提供することができるようにするための連携体制の強化

【趣旨】

がん患者が通院、入院、又は在宅により療養するに当たって、がん患者やその家族に対する緩和ケアを切れ目なく提供することができるよう、関係機関との連携体制の強化のための施策を実施していくことを規定しています。

(4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者等に対する緩和ケアの充実のために必要な施策

【趣旨】

(1)から(3)までに掲げる施策のほかに、がん患者等に対する緩和ケアの充実のために必要な施策を実施していくことを規定しています。

第13条 在宅医療等の推進

(在宅医療等の推進)

第13条 県は、がん患者が在宅で適切な医療を選択し、安心して生活できるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 在宅でのがん医療及び介護等の提供のための病院、診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所等の間の地域内における連携及び協力体制の整備及び強化

- (2) 在宅でのがん医療及び介護等に携わる人材の育成及び確保に関する施策
- (3) 在宅でのがん医療及び介護等を受けることに関する正しい知識及び情報の普及
- (4) 前3号に掲げるもののほか、在宅での適切ながん医療を選択できるようにするために必要な施策

【趣旨】

本条は、がん患者が安心して地域で適切な医療を受けることができるよう、必要な施策を実施していくことを規定しています。

- (1) 在宅でのがん医療及び介護等の提供のための病院、診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所等の間の地域内における連携及び協力体制の整備及び強化

【趣旨】

がん患者に対する在宅でのがん医療及び介護等を推進するため、医療機関から地域における在宅医療及び介護等に関わる者までの間での関係者同士の連携や協力体制を整備し強化するための施策を実施することを規定しています。

- (2) 在宅でのがん医療及び介護等に携わる人材の育成及び確保に関する施策

【趣旨】

がん患者に対する在宅でのがん医療及び介護等を担う人材の育成及び確保のための施策を実施していくことを規定しています。

- (3) 在宅でのがん医療及び介護等を受けることに関する正しい知識及び情報の普及

【趣旨】

がん患者が在宅でがん医療及び介護等を受けることについて、正しい知識や必要とされる情報の普及のための施策を実施していくことを規定しています。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、在宅での適切ながん医療を選択できるようにするために必要な施策

【趣旨】

(1)から(3)までに掲げる施策のほかに、がん患者が在宅で適切ながん医療を選択できるようにするために必要な施策を実施していくことを規定しています。

第14条 がんに関する情報の収集及び提供

(がんに関する情報の収集及び提供)

第14条 県は、市町村、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携し、がん対策に資する情報を収集し、整理し、及び分析するとともに、がん患者等及びその他の県民に対

し、がん医療、がんに関する相談窓口及びがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する必要な情報をインターネットその他の広報媒体により提供するものとする。

【趣旨】

本条は、関係機関と連携し、がんに関する様々な情報を収集し、整理・分析し、がん患者及びその家族、その他の県民に対して、広く情報を提供していくことを規定しています。

第 15 条 がん患者等への相談支援体制の整備等

(がん患者等への相談支援体制の整備等)

第 15 条 県は、がん患者の療養生活の質を維持向上させるとともに、がん患者等の社会生活上の不安等を緩和するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者等に対するピアサポート（がん患者及びがん経験者（がんに罹患した経験を有する者をいう。以下同じ。）によるがん患者等に対する相談支援の取組みをいう。）を含む相談支援体制の整備の促進
- (2) がん患者がセカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言をいう。）を受けやすい環境の整備の促進
- (3) がん患者等が交流する場の提供に対する支援
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、がん患者等への相談支援体制の整備のために必要な施策

【趣旨】

本条は、がん患者の療養の質の向上や社会生活における不安を緩和するため、相談支援体制の整備等の必要な施策を実施していくことを規定しています。

- (1) がん患者等に対するピアサポート（がん患者及びがん経験者（がんに罹患した経験を有する者をいう。以下同じ。）によるがん患者等に対する相談支援の取組みをいう。）を含む相談支援体制の整備の促進

【趣旨】

がん患者及びその家族に対するがん診療に関する医療情報の提供、療養や就労についての相談等に対応する体制やピアサポートによる相談体制の整備を促進していくことを規定しています。

- (2) がん患者がセカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言をいう。）を受けやすい環境の整備の促進

【趣旨】

がん患者が、正しい判断のもとに治療方法等を選択することができるようにするため、

セカンドオピニオンを受けやすい環境の整備を促進することを規定しています。

(3) がん患者等が交流する場の提供に対する支援

【趣旨】

がん患者やその家族が交流し、また、情報交換等を行う場を提供するための取組みに対する支援を実施していくことを規定しています。

(4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者等への相談支援体制の整備のために必要な施策

【趣旨】

(1)から(3)までに掲げる施策のほかに、がん患者やその家族に対する相談支援体制を整備するために必要な施策を実施していくことを規定しています。

第16条 就労の支援

(就労の支援)

第16条 県は、がん患者及びがん経験者が就労を継続することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がんの治療と就労との両立に関する理解を深めるための事業者その他県民への啓発
- (2) がん診療連携拠点病院等その他関係機関と連携した就労に関する相談支援体制の整備の促進
- (3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者及びがん経験者の就労の支援のために必要な施策

【趣旨】

本条は、がん患者やがん経験者が就労を継続することができるよう、啓発活動や相談支援などの施策を実施していくことを規定しています。

(1) がんの治療と就労との両立に関する理解を深めるための事業者その他県民への啓発

【趣旨】

医療技術の進歩によりがんは克服できる疾病になりつつあります。がんの治療と就労の両立が可能となる社会環境の整備を進めるため、がんについての正しい知識の啓発を実施していくことを規定しています。

(2) がん診療連携拠点病院等その他関係機関と連携した就労に関する相談支援体制の

整備の促進

【趣旨】

がん診療連携拠点病院等において、関係機関と連携し、就労に関する相談支援体制の整備を促進していくことを規定しています。

(3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者及びがん経験者の就労の支援のために必要な施策

【趣旨】

(1)及び(2)に掲げる施策のほかに、がん患者及びがんに罹患した経験を有する者の就労の支援のために必要な施策を実施していくことを規定しています。

第17条 学業と治療との両立

(学業と治療との両立)

第17条 県は、市町村、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携し、児童及び生徒であるがん患者が教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、関係機関と連携し、教育と適切ながん治療のいずれをも受けることができるよう、環境整備等の必要な施策を実施していくことを規定しています。

第18条 がん登録の推進

(がん登録の推進)

第18条 県は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づくがん登録（同法第2条第2項に規定する「がん登録」をいう。）が推進され、これにより得られた情報が有効に活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、がんの実態を把握することにより、がん医療の水準の向上やがん対策に関する効果的な施策を講じることができるよう、がん登録の推進に関する必要な施策を実施していくことを規定しています。

第19条 がんに係る研究の推進

(がんに係る研究の推進)

第19条 県は、がんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の研究を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、がんに関する様々な研究の促進のために必要な施策を推進していくことを規定しています。

第20条 県民運動の推進

(県民運動の推進)

第20条 県は、関係機関と広く連携し、県民のがんに対する正しい理解及び関心を深め、がん検診の積極的な受診を促進するため、がん検診推進強化月間を設ける。

2 県は、前項の期間中に、その趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

【趣旨】

本条は、がんの予防や早期発見の観点から、県民のがんに対する正しい理解やがんに対する関心を深めることにより県民が積極的にがん検診を受診することを促進するため、がん検診推進強化月間を設けることを規定しています。

第21条 がん対策の推進体制の整備

(がん対策の推進体制の整備)

第21条 県は、がん対策に関する総合的な施策を策定し、計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、施策の実効ある推進を図るため、必要な体制整備についての措置を講ずるよう努めるべき旨を規定しています。

第22条 財政上の措置

(財政上の措置)

第22条 県は、がん対策の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、がん対策を推進するための施策を実施するに当たって実効性を確保するには、財政上の措置が必要であることから、必要な予算措置に努めるべき旨を規定しています。

附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本附則は、この条例の公布日から施行することを規定しています。